

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：新潟県
農業委員会名：三条市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 3,201 |
| 自給的農家数 | 775 |
| 販売農家数 | 2,426 |
| 主業農家数 | 326 |
| 準主業農家数 | 1,002 |
| 副業的農家数 | 1,098 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 3,404 |
| 女性 | 1,626 |
| 40代以下 | 349 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 526 |
| 基本構想水準到達者 | 142 |
| 認定新規就農者 | 6 |
| 農業参入法人 | 0 |
| 集落営農経営 | 7 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 7 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 畑 | | | 計 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-----|---------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 5,970.0 | 595.0 | | | | 6,570.0 |
| 経営耕地面積 | 5,790.5 | 436.6 | 247.3 | 121.1 | 0.4 | 6,227.1 |
| 遊休農地面積 | 0.1 | 0.4 | 0.4 | | | 0.5 |
| 農地台帳面積 | 5,967.0 | 988.0 | 862.2 | 125.8 | | 6,955.0 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 3年 4月 30日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 19 | 19 |
| 認定農業者 | — | 12 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 0 |
| 女性 | — | 1 |
| 40代以下 | — | 1 |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 18 | 18 | 3 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|--|-----------|-------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 6,955ha | 4,116ha | 59.2% |
| 課 題 | 兼業を主とした小規模な農家が多く、農業就業者の減少・高齢化が進む中、利用集積については一定の成果が見られたものの、集約化が進んでいない。今後は利用集積と集約化に向け、さらなる取組を推進しなければならない。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | |
|------|---|
| 目 標 | 集積面積 4,216ha (うち新規集積面積 100ha) |
| | 目標設定の考え方:生産組織への集積、法人化を図り利用権設定を促進 |
| 活動計画 | 規模拡大など農業の経営発展に取り組む担い手等を支援するため、引き続き、市(農林課)、関係機関との連携強化及び農地情報の共有化を図り、農地の利用集積・集約化を推進していく。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|---|--------------------|--------------------|
| 新規参入の状況 | 28年度新規参入者数 | 29年度新規参入者数 | 30年度新規参入者数 |
| | 0 経営体 | 0 経営体 | 1 経営体 |
| | 28年度新規参入者が取得した農地面積 | 29年度新規参入者が取得した農地面積 | 30年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0 ha | 0 ha | 1.2 ha |
| 課 題 | 農業者は年々減少しており、新規参入者も含めた農業の担い手確保が課題である。そのため、当市では先進農業者の下で研修を行った後、独立就農が可能となるような支援事業等を行い、新規就農者の確保に努めている。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|------|
| 参入目標数 | 1 経営体 | 参入目標面積 | 1 ha |
| 活動計画 | 市(農林課)では、生活に必要な所得を確保できる魅力ある農業経営体を育成するため、引き続き、就農候補者を確保する事業を推進し、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進を図る。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 6,955ha | 0.5ha | 0.01% |
| 課 題 | 農地中間管理権の取得について、協議開始から2年が経過したが、借り手が見つかることなく協議終了となった。このような現状もあり、借り手を見つけることが難しい状況にある。 | | |

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|---------|-----------------------|---|-------------|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 0.5ha | | | |
| | 目標設定の考え方:継続した遊休農地の解消。 | | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 74人 | 7月～10月 | 8月～10月 |
| | 調査方法 | 農地パトロールを利用状況調査として位置付け、農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局職員が実施する。 | | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | | 9月～11月 | 10月～11月 | |
| その他 | | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|--------------------|------------|-----------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 6,955 ha | 0ha |
| 課 題 | | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

| | |
|------|---|
| 活動計画 | 違反転用の発生防止を目的の一つとして、市内全区域を対象に農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局職員による農地パトロールを実施する。 |
|------|---|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入